

防災庁構想に対する意見書

2025年（令和7年）6月20日
日本弁護士連合会

政府が2026年度中に創設予定の「防災庁」について、有識者や政党等から防災庁に期待される役割等に関する意見が述べられているところ、当連合会は、被災者支援活動に全力で取り組み、その経験を踏まえて災害法制や運用について提言を公表してきた立場から、防災庁構想において考慮すべき事項について意見を述べる。

第1 意見の趣旨

- 1 政府は、防災庁の基本的姿勢として、以下の事項を考慮すべきである。
 - (1) 被災者の生命の保護のみならず、被災者の人権保障及び個人の尊厳保持を主たる目的とすること
 - (2) 防災・復旧・復興の各段階におけるあらゆる施策において、分野横断的に女性や要配慮者などの多様な視点からの検討を組み込むこと
 - (3) 防災のみならず、災害時の初動・応急・復旧、被災者の生活再建及び復興まちづくり等に至る災害サイクル全体が対象であることを明確にすること
 - (4) 関係省庁間で縦割り行政の弊害が生じないよう、復興庁の検証を行った上で、関係省庁に対して必要な権限を付与して強力な相互の連携体制をとること
 - (5) 地方自治体との関係では、防災減災・災害対応・被災地支援・事前復興対策等に取り組む各地方自治体の意向を十分尊重し、各地方自治体の活動を最大限に支援する姿勢で連携を図ること
- 2 政府は、以下の項目を防災庁の重要な任務に掲げるべきである。
 - (1) 「災害関連死」の発生を防止するため被災地の環境を整備し、関連死と思しき事案が発生した場合には地方自治体の迅速かつ的確な対応を支援し、その情報を集約・分析・活用して再発防止策に万全を尽くすこと
 - (2) 「災害ケースマネジメント」の着実な実施のため、人材育成や官民連携等の事前準備、発災後の実施体制の構築支援、被災者の人権を十分考慮した上で支援に必要な個人情報の共有、具体的な支援を十分に行うこと
 - (3) 「災害に関する情報」をできる限り早期かつ的確に発信するとともに、デマを防ぎ、また、国の発する通知等を公表するオープンガバナンスを徹底し、過去の災害経験を継承するシンクタンク機能を具備すること

(4) 「人材育成」につき、災害専門職の育成、全国の地方自治体職員の災害対応力向上、子どもに対する災害教育の普及、市民が災害を「自分事」と捉えるための啓発活動等によって、社会全体の防災力を高めること

3 政府は、防災庁の組織・体制につき、以下のようにすべきである。

(1) 組織は内閣ではなく内閣府に置き、これに対応する特命担当大臣を任命し、その活動を支える人的体制を整備し、十分な予算を確保し、平時から防災減災対策や事前復興対策等の活動を行うこと

(2) 首都直下地震、南海トラフ巨大地震等の国難級の巨大災害に対する備えだけではなく、毎年のように頻発する国難級に至らないレベルの災害についても制度・人員・財源の点で十分な体制を整えること

第2 意見の理由

1 はじめに

近年、日本では、阪神・淡路大震災、東日本大震災、平成28年熊本地震、令和6年能登半島地震等の地震に起因する大災害が立て続いている。近い将来、首都直下地震、南海トラフ巨大地震等の国難級の巨大災害も予想されている。他方、地球温暖化の影響等によって世界各地で水害や山火事が相次ぎ、日本でも平成30年7月豪雨、令和元年台風、令和2年7月豪雨、令和6年能登半島豪雨、令和7年大船渡山林火災等の災害が毎年のように発生している。また、福島第一原子力発電所事故が示すように、原発事故は最悪の災害リスクの一つである。現代を生きる市民にとって、災害リスクは常に日常と隣り合わせにあり、特に災害の多い日本では深刻である。

こうした危機感の下、政府は「防災庁」を創設する方針を明らかにし、2026年度内の発足を目指し、2024年11月に内閣官房に「防災庁設置準備室」を設置した。そして、同準備室が立ち上げた災害・防災等に関する有識者20名による「防災庁設置準備アドバイザーミーティング」が報告書を提出したほか、自由民主党や一般社団法人日本経済団体連合会（以下「経団連」という。）も防災庁構想について提言をまとめ公表したところである。本年6月中には政府が防災庁構想を明らかにし、今後、この構想に沿って防災庁設置法が制定されることとなる。

当連合会は、2007年に災害復興支援委員会を設置し、2011年の東日本大震災では「人間の復興」を旗印に被災者支援活動を展開するとともに、国や地方自治体に対し数々の政策を提言し、特に被災者支援法制の改善、災害関連死の防止、災害ケースマネジメントの実践等を訴えてきた。このような立場

から、当連合会は、国の重要施策として恒常に災害対策に取り組む新たな省庁を創設すること自体は高く評価している。しかし、現行の担当部署である「内閣府（防災担当）」の本質的改革を行わず、組織体制をそのまま昇格させて名称を変えるにとどまる、あるいは数ある省庁と横並びの中央省庁が一つ増えて縦割り行政が一つ増えるなど、現下の災害課題の抜本的解決に結び付かないものであれば防災庁を設置する意義は乏しい。

当連合会は、被災地が抱える諸課題を解決し、被災者の切実なニーズに応える存在として防災庁が設置されることを強く要請すべく、防災庁構想に盛り込むべき事項や防災庁が所管する業務に関連する事項について、以下のとおり意見を述べる。

2 被災者の人権保障及び個人の尊厳保持

被災者支援の本質は、災害によって失われた被災者の人権を回復するところにある。当連合会が東日本大震災の支援・復興に関する提言において「人間の復興」を繰り返し訴えたのも、一人一人の被災者の人権回復と、個人の尊厳保持の重要性を復興施策に反映させることを第一の目的としたからである¹。残念ながら、災害対策基本法や災害救助法等の主要法令には「人権」という言葉が明記されておらず、災害後の復興施策によって二次的な被害を受けるいわゆる「復興災害」が繰り返されてきた²。こうした被災者の人権保障を軽視する過ちを断つためにも、人権保障や個人の尊厳保持の重要性を防災庁の設置目的に第一に掲げる必要がある³。

自由民主党や経団連の提言では人権保障の重要性が十分に認識されていないように見受けられる。災害関連死の発生も避難生活や日常における人権・尊厳の軽視の結果であることが少なくない。災害ケースマネジメントが功を奏するかどうかも一人一人の人権・尊厳を守るという意識の有無に大きく左右される。

災害対応の基本は、まず、人権保障、個人の尊厳保持にあることを、防災庁の設置目的にしっかりと明記することを強く求める。

3 女性や要配慮者など多様な視点からの分野横断的な検討

女性や、子ども・高齢者・障害者・性的マイノリティ・難病者・外国人等の要配慮者の人権を保障するためには、防災・復旧・復興の各段階におけるあらゆる施策において、分野横断的に女性や要配慮者などの多様な視点からの検討

¹ 当連合会2012年3月9日「東日本大震災から1年を迎えての課題に関する会長声明」では、課題の原因が「一人ひとりの基本的人権が尊重されていないところにある。個人の尊厳を軽視する社会に真の復興はない」と指摘した。

² 塩崎賢明「復興〈災害〉－阪神・淡路大震災と東日本大震災」（岩波新書）

³ 人道憲章と人道対応に関する最低基準（スフィア基準）

を組み込むことが必要である。特に、女性は人口の約51%を占めているところ、女性には特有のニーズがあることに加え、女性の視点を確保することが必要であり⁴、そのためには平時から政策・方針決定過程における女性の参画を促す必要がある。

4 防災庁の基本的姿勢について

(1) 政府は、防災庁設置の目的を「本気の事前防災～防災業務の企画立案機能」及び「災害事態対処、被災地の復旧・復興における司令塔機能」とし、これに基づき「被災者が安心して過ごせる避難生活環境・備蓄体制の抜本的改善」、「災害専門ボランティア等の育成強化、防災教育の充実等官民連携による災害対応力・地域防災力の強化」、「情報連携・共有強化等の防災DXのさらなる推進」の3項目に重点的に取り組むとしている⁵。省庁名のとおり、その所管事項は防災を中心とする災害対応に力点が置かれている印象が強い。

しかし、災害対策は、災害発生時の初動に始まり、応急対策、復旧対応、被災者の生活再建支援、経済復興、復興まちづくり、さらには防災減災活動と連続するサイクルが間断なく続く。現状に照らすと、被災直後に良好な生活環境を提供することはもとより、被災者の生活再建支援への注力が重要である。被災者の生活再建に求められる対応はそれぞれの個別事情によって様々であり、現在の体制では不十分である。防災庁が所管すべき事項はこれら災害サイクル全体にわたるものでなければならず、その一部分だけの切り出しに陥らないことが必要であり、特に被災者の生活再建支援を大きく改善することを目的としたものでなければならない。

(2) 発災直後は災害担当部署に業務が集中するが、時間の経過により平時の担当部署の業務も増加する。国レベルでは、インフラ復旧等には国土交通省、自治体機能回復等には総務省、生産再建には経済産業省、そして被災者の生活再建・住宅再建には厚生労働省等といった具合に、平時の分掌に収斂されていくことになる。もっとも、その業務区分が的確に調整されないと、被災者・被災地にとって縦割り行政の弊害となつて現れてしまう。防災庁は、こうした縦割り行政の弊害を排して、各省庁の施策の隙間に被災者が落ち入らないよう、被災者目線、被災地目線に徹した対応が求められる。

⁴ 災害時における男女のニーズの違いについては、例えば、トイレの数の十分な確保、生理用品・女性用下着の女性による配布、女性専用の更衣室、物干し場、授乳室の設置、性暴力やDVの被害の潜在化に配慮した安全対策や動線確保などがあり、避難所等の運営においても意思決定への女性参画などが必要であり、それが災害に強い社会の実現に有効である。令和2年5月内閣府男女共同参画局「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」等。

⁵ 内閣官房防災庁設置準備室の令和7年1月30日付資料「政府における防災施策・体制の現状等について」

東日本大震災発生後には復興庁が設立され、被災地のニーズを汲み取るワンストップ窓口が評価された。一方、復興庁は各省庁の出向者で構成されたため、課題を出向元に持ち帰るだけで解決に結び付かず相互調整に限界があったとの指摘もあり、その活動を客観的に検証し、その教訓を防災庁構想に反映させる必要がある。防災庁では「司令塔機能の抜本的強化」を掲げているとおり、各省庁の利益にとらわれず、単なる情報連携にとどまらず被災者の人権を保障し、個人の尊厳を保持するために、関係省庁に対する調整権限を付与して、強力な相互連携を図ることを目的に掲げるべきである。

(3) 一方、現実の災害対応に従事するのは被災地の地方自治体である。そして、地方自治体の応援や平時の防災減災・事前復興対策等に取り組むのも、また地方自治体である。しかし、各地方自治体はそれぞれ限られた人員・財源の中で活動している。防災庁は、地方自治の本旨に鑑み、各地方自治体の意向を十分に尊重し、各地方自治体の活動を最大限に支援する姿勢で連携を図ることを目的に掲げるべきである。

5 災害関連死について

防災庁が所管する事項として災害関連死の防止が挙げられる。内閣府は、2019年4月、災害関連死の定義を「当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの」と定め、地方自治体に周知した。ところが、一部の被災した地方自治体ではこれを限定的に捉え、自死事例や心理的ストレスの負荷、既往疾病の増悪等による死亡例を排除する例も散見される。また、定義を形式的に捉えて災害弔慰金の申請のない事案（弔慰金請求権のある遺族がいない事例や、諸般の事情から遺族が申請を行わない事例等）をカウントしない地方自治体もある等、課題が多い。

当連合会は、災害関連死は、災害がなければその時に死亡することはなかつたと認められる場合が全て含まれるべきであり⁶、弔意の趣旨に沿ってできる限り広く認定すべきことを指摘した⁷。また、一律的な基準ではなく一人一人の生活状況をきめ細やかに検討するため、医師だけでなく複数の法律家によって構成される審査会を、被災状況を知る地方自治体が自ら設置すべきことも指摘した。さらに、災害関連死の認定が遺族に与える影響の大きさを考慮して慎重に

⁶ 阪神・淡路大震災における災害関連死のリーディングケース：大阪高等裁判所平成10年4月28日判決（https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail5?id=16201）

⁷ 当連合会2012年5月11日「災害関連死に関する意見書」

検討すべきであり、国は過去の判例や支給例等を具体的に示して地方自治体を支援すべきことを指摘した⁸。これらを実効化し、将来の関連死を防止するためには、災害関連死事例を全国から集め、多様な分野の専門家で構成される調査機関を設置し、一つ一つの事例の分析結果を匿名化して公表すべきことも提言した⁹。防災庁は、上記調査機関の設置等これらの課題の解決を所管することになる。そこで、当連合会は、国に対し、改めて遺族の声に耳を傾け¹⁰、災害関連死の諸課題の解決に向けて全力を尽くすべきことを求める。

6 災害ケースマネジメントについて

災害ケースマネジメントは、被災者一人一人に必要な支援を行うため、被災者に寄り添い、その個別の被災状況・生活状況等を把握し、それに合わせて様々な支援策を組み合わせた計画を立て、連携して支援する仕組みであり、国の防災基本計画にも明記され、内閣府も全国の地方自治体に周知して普及を進めている。その要点は、被災者一人一人を対象にすること、アウトリーチにより被災者の生活状況や被災状況を十分に把握すること、行政との協定や士業連携を含め官民を問わず関係者が連携すること、様々な支援施策を組み合わせきめ細やかに対応して被災者の生活を再建することである。そして、当連合会は誰一人取り残さない被災者支援を実現するため、災害ケースマネジメントの推進に全力を尽くしているところである¹¹。

これらを着実に実施するには、災害ケースマネジメントに関する理解を広げることが前提となるが、それだけでは足らない。まず災害ケースマネジメントに関わる多様な人材を育成し、専門的な能力を持つ関与者が連携する機会が必要である。それは災害が起こってからでは遅く、個別避難支援計画の策定を始めとした、平時からの備えが肝要である。中核となる実施機関についても、災害後の混乱の中で一から体制づくりをすることは困難であり、事前の準備が必要である。被災者の個人情報の共有についても、本人同意、目的明示、情報保護の例外規定の把握等、事前対応が欠かせない。そして、これら活動を支える財源の確保は極めて重要である。

こうした人材育成、実施体制確立、財源確保は、現在のところ、地方自治体や民間団体の自助努力を基本としており、全国的に大きな地域差がある。令和6年能登半島地震の被災地内でも、災害ケースマネジメントの実施状況には程

⁸ 当連合会2013年9月18日「震災関連死の審査に関する意見書」

⁹ 当連合会2018年8月23日「災害関連死の事例の集積、分析、公表を求める意見書」

¹⁰ 任意団体「災害関連死を考える会」(https://drd-saigonokoe.themedia.jp/) 等

¹¹ 当連合会2023年7月6日「災害ケースマネジメントの推進に向けた会長声明」等

度の差が大きい。災害時の緊急医療体制についてD-MAT¹²が人材育成・実施体制・財源確保を一体的に備えたのと同じように、防災庁が主管庁として必要な財政措置を明確化し、積極的に支援すべきである。

7 災害に関する情報のガバナンスについて

災害時には情報の入手が極めて重要である。的確な情報が迅速に届くことによって多くの生命も救われる。しかし、情報の誤りや不到達で落命する悲劇が後を絶たない。災害直後だけでなく、その後の混乱期にデマが飛び交うことでも知られており、関東大震災におけるデマ被害から百年以上が経過した現在、SNSによるデマの拡散がより深刻化している。復興過程で重要な支援情報が届かず、期限超過等で支援を受けられず取り残される被災者もいる。防災庁では、災害情報が市民に迅速に届くようハード・ソフトの両面で効果的な方策を講じるとともに、市民の情報リテラシーを向上させる施策に注力すべきである。

また、大災害時には災害救助法の「特別基準」を始め、中央省庁から様々な通知等が発出されるが、例えば災害救助法に関する通知・事務連絡・特別基準等は公開されない、あるいは公開が極めて遅いため、被災現場が情報を知らず、的確な支援が行われないケースもある。国の発する通知等は全て迅速に公開されるべきものであり、特に時間との勝負の連続となる災害時には、迅速な公開が不可欠である。災害時の情報はオープンガバナンスを基本とするよう防災庁が関係省庁に徹底させるべきである。

また、災害関連の情報は、後日、参考となる先例や重要な教訓となる。これまでには、国にこうした情報・先例・教訓の蓄積が不十分であり、過去の災害経験が継承されずに同じ失敗を繰り返す例が少なくなかった。防災庁の発足後は、こうした情報や経験を蓄積して今後の災害対応に生かせるよう、資料と人財と施設の整ったシンクタンク機能を充実させるべきである。

8 人材育成（専門職、地方自治体職員、市民）による防災力強化について

今後発生する水害や巨大地震等から市民の生命と人権を守り、復興や生活再建を成し遂げるためには、社会の防災力の強化が欠かせないが、防災力強化策の中核を占めるのが人材育成である。

自然災害に対応する公的な専門職として消防士¹³や防災士があるものの、災害に対応する多様な専門性を備えた人材育成が必要であり、防災庁はこうした専門職能者や研究者を確保しなければならない。また、現場に臨場する全国の

¹² D-MATは、2005年4月に厚生労働省内に設置された「災害派遣医療チーム」(Disaster Medical Assistance Team)の略称である。

¹³ 消防は火災のみならず水害・地震等の災害も対象としている。消防法1条、消防組織法1条等。

地方自治体職員も専門教育を受けているわけではない。防災庁が災害対応の知識と技術を習得するための地方自治体向けプログラムを開発し恒常に実施することで災害対応力の地域差を解消し地域防災力の全体的な向上を図る必要がある。さらに、災害時に意思決定過程への女性の参画を促進するためには、平時からの女性リーダーの育成・参画が重要である¹⁴。

一方、子どもは将来にわたって災害の影響を受ける立場にあるため、その人権を保障すべく、子どもの意見を反映させた実践的な教育が施されるべきである。東日本大震災では、大川小学校事故等数々の津波被災事故が起きたが、そこで紡がれた教訓として知られる「3つのS」¹⁵等避難の知識や訓練を、文部科学省が主導する学校教育に加え、防災庁が関与する実効性ある防災教育プログラムによって日常生活に浸透させるべきである。市民に広く目を向けると、防災士の資格取得や、自主防災組織の活動、フェーズフリーの普及、企業防災活動¹⁶等が展開されているが、特に重要なのは市民が災害を自分事と捉えることであり、こうした活動や啓発の旗振り役が防災庁に期待されている。情報提供等による啓発、諸活動への助成、他省庁との連携（例えば、市民活動では総務省等、企業防災では経済産業省等との連携が期待される。）によって社会全体の防災力の向上を図るべきである。

9 防災庁の組織・体制について

現実に災害が発生したとき、防災庁の果たすべき役割は多岐にわたり、関係省庁にまたがる業務を調整し、司令塔としての強い権限を持つ組織となる。こうした組織は内閣法が原則とする分担管理原則に基づき、消費者庁等と同様、内閣ではなく内閣府（の外局）に置かれるべきであり、これを担当する特命担当大臣（防災担当大臣）を選任するべきである。

そして、その任務を遂行するには十分な人員体制が必要である。現在の内閣府（防災担当）の人員は国土交通省からの出向者が主であるところ、女性や要配慮者の視点から、内閣府の男女共同参画局や共生・共助担当からの人材の供給が必須である。また、災害ケースマネジメントを所管するのであれば厚生労働省との連携が不可欠であり同省からの人員増強が望まれる。また、全国の地方自治体からの出向者も多いが、全国的な防災力向上にはこうした人材増強も期待される。さらに民間との連携も防災庁に期待される重要な機能であって、

¹⁴ 内閣府男女共同参画局「災害対応力を強化する女性の視点」実践的学習プログラム
<https://www.gender.go.jp/policy/saigai/program/index.html>

¹⁵ 3つのSとは逃げる「スイッチ:SWITCH」、安全な場所とルート「セーフ:SAFE」、命を守り抜く「セーブ:SAVE」とされる（永野海「みんなの津波避難22のルール3つのSで生き残れ！」）

¹⁶ 企業防災では、3つのK（「訓練」、「価値観」、「風通し」）が重要とされる（2025年3月10日放映

企業や専門ボランティア、専門士業も含めた各種団体からの出向者の受け入れも必要である。

十分な防災対策を講じるには財源の確保が必要である。現在の災害対応の財源は予備費が主であり、被災自治体の不足財源は特別交付税で賄われることが多い。災害が発生する確率が低い場合には、災害発生に備えるための予算の組成にちゅうちょするのも理解できる。しかし、第1に地球温暖化と地震活動期に加え、プレート境界上にあり活断層の巣と言われる日本では、常に、災害発生のリスクが高いと考えるべきである。第2に防災減災の対策は平時から行うべき事業であり、生活再建や地域復興にも長い時間がかかる上、災害発生前に都市計画やまちづくりを推進する事前復興には相当な時間を要することから、その財源は常時必要である。第3に防災庁の重要な目的である人材育成、防災力強化、シンクタンク機能の充実等平時から取り組むべき課題は、災害の有無にかかわらず必要となる。よって、防災庁が常設の省庁として機能を発揮するためには、十分な予算の確保が必要である。

10 国難級に至らない災害への対策について

防災庁設置の背景には、今後30年以内に約7割の確率で発生するとされる首都直下地震や、今後30年以内に約8割の確率で発生するとされる南海トラフ巨大地震¹⁷等の対策が急がれていることがある。首都直下地震の直接被害額は約95兆円、南海トラフ巨大地震の直接被害額は224兆9000億円という甚大な被害が想定されている。こうした深刻な想定を前提に「首都直下地震対策特別措置法」及び「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が制定され、特別の対策が講じられている。

一方、毎年のように発生する水害や、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和6年能登半島地震は、いずれも大規模かつ深刻な被害をもたらしたが、こうした国難級に至らない災害に対する支援制度は十分ではなかった。こうした災害では、財政支出をする際、首都直下地震や南海トラフ巨大地震を引き合いに出して、「今回、支出を認めると、将来の国難級の巨大災害の際に財政破綻する」などの消極意見が出ることが多い¹⁸。これは、明らかに比較不相

NHKクローズアップ現代）

¹⁷ 2013年12月19日中央防災会議 首都直下地震対策検討ワーキンググループ「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」、2013年5月28日中央防災会議 防災対策推進検討会議 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）」等

¹⁸ 逆に、憲法に緊急事態条項を明記して法律ではなく超法規的対応が必要との意見もあるが、当連合会はこれに反対している。当連合会2017年2月17日「日本国憲法に緊急事態条項（国家緊急権）を創設することに反対する意見書」

当な規模の災害¹⁹を例示して支援施策を抑え込もうとする論理であって、妥当ではない。東日本大震災では特別税を徴収する形で財政手当がなされたように、巨大災害においては実際の被害規模に応じて特別の対策が別途講じられるべきであり、未発生の将来リスクを理由に目の前にいる途方に暮れる被災者を救わないという事態はあってはならない。むしろ、毎年のように発生する災害にその都度全力の支援を実施するとともに制度改善を地道に重ねることにより、制度が充実し、人材育成も進み、財政支出やそれに伴う意思決定も効率化し、その積み上げが国難級の災害への対応を効率的にし、トータルの財政支出の抑制等に繋がる。政府においては、国難級に至らないレベルの災害への対策としても、制度・人員・財源を含め十分な体制を整えるべきである。

1.1 むすび

当連合会は弁護士によって構成される公益団体である。弁護士は基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする法律実務家であり、その使命に基づいてこれまで真摯に被災者支援に取り組んできた。本意見書で述べたように、災害ケースマネジメントに関与が期待される専門士業であるだけでなく、災害関連死における遺族の法的支援に全力を尽くし、罹災証明書の取扱いや住家被害認定について被災者や被災自治体への助言等に尽力している。本意見書で取り上げた事項は、いずれもこうした被災者支援の経験と実績、そして職責に基づく責任感をもって述べた意見である。

本意見書は、防災庁の設置に当たって現時点で必要と考えられる点を指摘したものであり、これらが議論の契機となり、被災地における被災者支援の在り方を検討する上での土台となることを期待している。そして、防災庁が被災地を含めた社会全体からの支持を受けて発足し、被災者の人権と尊厳を守る省庁として着実な施策を積み重ねていくことを希求して、頭書のとおり意見を述べる。

以上

¹⁹ 内閣府の集計によると、被災者生活再建支援制度が始まった1998年11月6日から2025年3月31日までの約27年間に支給された被災者生活再建支援金の総額（東日本大震災や令和6年能登半島地震・能登半島豪雨も含む）は、合計5535億円であり、年間約200億円程度である。200億円の金額規模は、首都直下地震の想定被害額の0.02%、南海トラフ巨大地震の想定被害額の0.009%、東日本大震災の直接被害額（16.9兆円）の0.12%に過ぎない。